

一般財団法人日本 M&A 推進財団

「M&A 実務特化会員」会員規約

第1章 総則

第1条(名称)

本団体は、一般財団法人日本 M&A 推進財団（以下、当法人とする）と称する。

第2条（本部）

本団体は事務所を、福岡県福岡市中央区天神 3-1-1 フタタ・ザ・フラッグ 8 F 株式会社楠本浩総合会計事務所内に置く。

第3条(目的)

当法人は日本人的 M&A の創造と実践を通して日本とアジアの発展を支えることを 目的とする。

第4条(事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業情報の収集と蓄積
- (2) 企業情報に基づくマッチング支援
- (3) バリュエーション、デューデリジェンスの支援
- (4) ドキュメンテーションの支援
- (5) M&A に関する研修会の開催
- (6) M&A に関するメルマガ、機関誌の発刊
- (7) その他、当法人の目的達成に必要な事業

第5条(本規約の範囲・適用・変更)

本規約は、特別の定めのない限り、当法人と当法人の当該会員全ての関係に適用されるものとする。本規約の内容は、当法人が必要と認めた場合には、会員個別の承諾を得ることなく変更できるものとする。変更後の本規約は、当法人の定める時期より効力を生じるものとする。

第2章 会員

第6条(会員・会員種別)

「M&A 実務特化会員」（以下、「会員」と称する）とは当法人の目的及びその活動に賛同する者で、当法人が入会を認めた者とする。

第7条(会員特典)

会員は当法人が提供する以下の特典を利用することができるものとする。

会員は当法人が必要とした場合、その特典の提供中止または内容変更があることを予め承諾するものとする。

- ① M&A 各種実務ツールの提供
- ② 成果報酬案分の優遇（20～80%）
※第8条（成果報酬案分の条件）を参照
- ③ エキスパート実務相談
※会員専用メールを使用しての専門的な実務相談
- ④ 営業サポート
※ 商談同行・段取り・ファイナンス・マーケティングなど
- ⑤ 「M&A 実践・実務アカデミー」への優遇参加（特別料金）
※定価 20 万円（税別）⇒特別料金 7 万円（税別） 2 名以降は 4 万円
- ⑥ 勉強会支援
※資料・ツール・事例などの提供
- ⑦ 具体的案件の情報提供
※デューデリ・バリエーション・企業概要書作成などの紹介
- ⑧ 当法人の「無料会員」の特典を付与
※無料会員の特典詳細は当法人 HP にて掲載

第8条（成果報酬案分の条件）

第1項（譲渡案件の案分）

譲渡案件の成果報酬案分の各階級の条件を下記に定める。尚、案件により当該会員（シルバークラス以上）の「実務」の遂行が困難な場合は、協議の上、成果報酬案分を都度決定するものとする。

【ベーシッククラス】

条件：月額料金をお支払い

成果報酬案分：20%

【シルバークラス】

条件①：「M&A 実践・実務アカデミー」(研修)の受講

成果報酬案分：40%

条件②：条件①に加えて「企業概要書」の作成実績

成果報酬案分：50%

【ゴールドクラス】

条件：当法人でのM&A成約実績(譲渡案件を1件以上)

成果報酬案分：60%

【プラチナクラス】

条件：当法人の地域の事務局を運営(活動実績により当法人が認定した会員)

成果報酬案分：80%

※ゴールドクラス以下のサポートを行った場合は案分差額分が収益となる。

第2項(譲受案件の案分)

譲受案件の成果報酬案分は、本条第1項に定めた階級の成果報酬案分に準ずる。

第9条(入会)

会員となる者は本規約を承認の上、当法人が指定する申込フォームに必要事項を入力し送信する。当法人理事会の承認を経て会員登録とする。

第10条(会員費と支払い方法)

会員は下記の料金を支払うものとする。

・入会金：20,000円(税別)

・月会費：10,000円(税別)

月会費は事務局が指定する支払日の支払いとし、クレジットカードによる自動課金及び、口座振替による自動引落としとする。

第 11 条(登録期間・会員資格の更新)

当法人の会員は毎年度ごとにその会員資格を更新するものとする。会員は退会の届出がない限り 1 年毎に自動更新とする。

第 12 条(会員資格の喪失)

会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会する場合
- ②会員の死亡、失踪宣言、破産宣告を受けた場合
- ⑤ 当法人解散の場合
- ⑥ 除名の場合
- ⑦ 会員費の未払いが 3 か月以上続いた場合

第 13 条(退会)

会員は、退会希望月の 20 日を締日とし、翌月に退会するものとする。退会希望月 20 日を超えた場合は、翌月も自動的に課金することとする。

第 14 条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、当法人より会員に通知の上除名することができる。

- ①当法人の規約及び規定、規則等に違反したとき
- ②当法人の名誉を傷つける行為、または当法人の目的に反する行為をしたとき
- ③当法人の会員としてふさわしくないと当法人が判断したとき

第 15 条(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失しても、会員は未履行の義務を免れることはできないものとする。

第 16 条(個人情報取扱)

当法人は、会員が入会時に届出た法人名、代表者（事務所名）、氏名、住所、電話番号、電

子メールアドレス等の用途について別途提示する個人情報の取扱方法及び目的に基づき使用を行うものとする。

第 17 条(届出事項の変更)

会員は、当法人に届出た法人名（事務所名）、代表者、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の方法により届出るものとする。届出がないために当法人からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかった事由について止むを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとする。

第 18 条(電話又はインターネット等による取引等)

会員は当法人が定める所定のサービス及び特典等の申込み、当法人への問い合わせ及び第 16 条に定める届出等を電話又はインターネット等によって行うことができるものとする。

第 19 条(管轄裁判所)

本規約を巡る一切の紛争は福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

本会員規約は平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

一般財団法人日本 M&A 推進財団

代表理事 楠本 浩之